

## 平成 28 年 第 9 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年9月6日（火） 午前9時00分～午前10時20分
2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室
3. 出席委員（32 人）

1番 片渕久司 委員	2番 木室徳好 委員	3番 岩永廣康 委員
4番 永松英昭 委員	5番 島ノ江 薫 委員	6番 渡辺清一 委員
7番 木下善明 委員	8番 小野愛子 委員	10番 大曲昭太 委員
11番 川崎 悟 委員	13番 松尾利助 委員	14番 中村康則 委員
15番 吉岡保則 委員	16番 山口八州男 委員	17番 稲富正信 委員
18番 片渕秋正 委員	19番 山崎春樹 委員	20番 松尾和義 委員
21番 角 眞人 委員	22番 鐘ヶ江善三 委員	23番 竹下一彦 委員
25番 溝口修一郎 委員	26番 石田義明 委員	27番 永石幸人 委員
29番 久原菊恵 委員	30番 緒方昭久 委員	31番 井崎陽子 委員
32番 白武一正 委員	33番 土井力雄 委員	34番 小柳眞佐美 委員
35番 本山法夫 委員	37番 川崎 薫 委員	
4. 欠席委員（5 人）

9番 溝口一博 委員	12番 山口雪人 委員	24番 中村勝郎 委員
28番 内野さよ子 委員	36番 吉原春樹 委員	
5. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2 (1) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
  - (2) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - (3) 平成 28 年白石町農用地利用集積計画（9 号）の承認決定について
  - (4) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項	(1) 合意解約の報告
業務連絡事項	(1) 第 10 回農業委員会総会の日時及び場所
	(2) その他 農業委員選出方法の変更について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西山里美	農地農政係長	田中進一	農地農政係長	野中和男
農地農政係	三原淳壱	平田宰子			

## 7. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたのでただいまから平成28年9月第9回白石町農業委員会総会を開催いたします。

まず、川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

本日は、9番の溝口一博委員、それから12番山口雪人委員、24番中村勝郎委員、28番内野さよ子委員、36番吉原春樹委員の以上の方より欠席の連絡がありましたのでご報告いたします。

出席委員は37名中32名で定足数に達していますので、総会は成立しております。

それから、6番の渡辺委員が10分ほど遅刻をするということです。

以降、議事の進行につきましては、農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、会長によろしくをお願いいたします。

---

### 議事録署名委員の指名

議長 それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。

29番の久原菊恵委員、30番の緒方昭久委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

---

### 1. 農地法第4条の規定による許可申請について

#### 議案番号第170号

議長 「農地法第4条の規定による許可申請について」、議題といたします。

議案番号第170号、事務局に説明を求めます。

事務局 この席から説明をさせていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請について。

議案番号第170号でございます。申請農地の表示、大字福富字南観音〇〇番。田、1,207㎡。申請者、白石町大字福富〇〇番、南区の〇〇さんでございます。

転用目的、貸し資材置き場。転用の事由、申請書に記載されている内容を読み上げます。私が代表をしている〇〇は、建設業と産業廃棄物処理業を営んでおり

ます。近年のタマネギ作付面積の拡大傾向を受け、農業者からの農業用廃ビニールの受け入れ量が年々増加しております。申請地を転用し農業用廃ビニール集積所として整備して農業者からの受け入れ拡大を行い、白石町の農業の発展に寄与したいと考えております。また、許可がおりた際は、申請地を弊社に貸し出したと、貸し出しをされる申請でございます。

事業または施設の概要でございます。廃プラスチック置き場380㎡、通路その他827㎡。位置及び影響等、東側農道、西側水路、南側宅地、北側田でございます。面積の検討は適当ということで取り扱いをいたしております。

その他参考事項、農振除外、平成28年6月30日に決定公告がなされております。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものということになっています。

周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件もすべて満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。  
続いて、地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。  
地元農業委員として8月29日に事務局と現地確認を行いました。  
事務局から説明がありましたとおりでございます。申請者が代表している○○は建設業と産業廃棄物業を営んでおられます。年間を通して廃ビニールを集積されており、一時保管場所が不足しているため、申請地を整備し転用して農業者からの受け入れ拡大を行い白石町の農業発展に寄与したいと考えておられております。許可がおりた際は申請地を弊社に貸し出したいと考えているということで。  
地元の農業委員としては、前回のこともあるので今回は計画どおりに転用してもらいたいと思っています。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。  
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。  
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。  
議案番号第170号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成と認め、議案番号第170号は許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

議案番号第171号

議長 続きまして、議案番号第171号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第171号。申請農地の表示、大字辺田字四本松〇〇番。畑、62㎡。同じく、大字辺田字四本松〇〇番。畑、49㎡。同じく、大字辺田字四本松〇〇番。畑、4.09㎡です。合計115.09㎡。申請者でございます、白石町大字辺田〇〇番、久治の〇〇さん。

転用目的、宅地進入路。転用の事由、〇〇番、〇〇番については、圃場整備による換地処分により畑で登記されておりますが、当時より宅地の進入路として利用してこられております。これについては、顛末書を添付していただいている状況です。また、〇〇番につきましては、進入路を新たに拡張して利用したいという申請でございます。

事業または施設の概要、宅地進入路115.09㎡。位置及び影響等、東側田、西側宅地及び畑、南側宅地、北側道路。面積の検討、適当。

その他参考事項、〇〇番及び〇〇番につきましては、町の見直し手続により、農振除外がなされております。決定公告日は平成26年12月4日でございます。それと、〇〇番、これも農振除外の見直しでございますが、決定公告日が平成10年10月23日でございます。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものということでございます。

周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件もすべて満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 地元委員の説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。

地元農業委員として8月30日に事務局と現地確認を行いました。

申請地のうちの2筆○○番及び○○番については平成4年に圃場整備により宅地進入路として畑で換地されております。その後、農地法の申請をしないまま現在まで利用されております。また、翌年息子さん家族が敷地内に分家住宅を建築する予定があり進入路の拡幅の必要があったため、今回新たに○○番を進入路拡幅のために転用されたいとのこととあります。申請地周辺の農地へも特に影響はなく、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

地元委員の補足説明が終わりました。

何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。

議案番号第171号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案番号第171号は許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

---

## 2. 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議案番号第172号

議長 続きまして、「農地法第5条の規定による許可申請について」、議題といたします。

議案番号172号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第172号。権利の種類、所有権移転(売買)でございます。申請農地の表示、大字馬洗字神辺○○番、田、50㎡。譲渡人、白石町大字馬洗○○番地、馬田の○○さんでございます。譲受人、鹿島市大字山浦戊○○番地、鹿島市、○○さんでございます。

転用目的、倉庫下屋増築。転用の事由、申請人は、現在鹿島市において畜産業

を営む傍ら、六角川堤防沿いで刈り取られた草のこん包、運搬作業を請け負っておられます。平成27年12月に隣接する宅地及び倉庫を購入し、こん包した草の一時保管場所として利用しておられますが、既存倉庫では収納スペースが不足したため、申請地に倉庫下屋を増築したいということでございます。

事業または施設の概要、倉庫下屋（増築）144.45㎡、倉庫、これは既設でございます、288㎡、通路その他162.30㎡、括弧書で下のほうに※印で書いております、既存の宅地と同時利用の申請ということでございます。位置及び影響等、東側が宅地、西側田、南側宅地、北側水路。面積の検討、適当。

その他参考事項、農振除外、これは見直しでございますが、平成26年12月4日決定公告がなされております。

農地区分、第1種農地。農地区分の該当事項、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。許可基準の該当事項、農業用施設用地ということです。

周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件もすべて満たしておられることから申請は妥当と判断し受理いたしております。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。  
続いて、地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。  
地元農業委員として8月30日に事務局と現地確認を行いました。  
今回の申請については、先ほど事務局の説明にもありましたように、既存の倉庫では、こん包した草等の収納スペースが不足するため、倉庫下屋の増築を行いたいとのことです。周辺農地へも特に影響はなく、隣接農地の耕作者、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから転用はやむを得ないと判断いたします。すでに無断で転用されていることについては、十分指導をしております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
地元委員の補足説明が終わりました。  
何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。  
よろしいですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。  
議案番号第172号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成と認め、議案番号第172号について許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

議案番号第173号

議長 続きまして、議案番号第173号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第173号。権利の種類、使用貸借権設定でございます。申請農地の表示、大字築切字二本黒木〇〇番。田、159㎡。貸付人、白石町大字築切〇〇番地、一の箆の〇〇さん。借受人、同じく白石町大字築切〇〇番地、一の箆の〇〇さんでございます。

転用目的、農業用倉庫。転用の事由、既存倉庫が農業機械の増加に伴い収納スペースが不足しており、作業の効率化を図るため倉庫を増築して収納庫及び作業場を確保したいという申請でございます。

事業または施設の概要、倉庫、増築部分でございます、81㎡、資材置き場50㎡、通路その他34㎡、これも既存宅地と同時利用の転用申請でございます。位置及び影響等、東側田、西側田、南側田、北側宅地。面積の検討、適当。

その他参考事項、農振除外、農業施設でございますので軽微の取り扱いの農振除外がなされております。平成28年8月17日決定公告がなされております。

農地区分、農用地区域内農地。農地区分の該当事項、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地。許可基準の該当事項、用途区分の変更ということです。

周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件もすべて満たしておられることから申請は妥当と判断し受理いたしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として8月30日に事務局と現地確認を行いました。

申請人は、勤めの傍ら、ご家族とともに現在約3haの農地を耕作されております。今回の申請は農業用倉庫の増築ということですが、面積も適当で周辺農地への影響もないことから問題ないと判断いたします。ご審議をお願いいたします。

議長            ありがとうございます。  
                  地元委員の補足説明が終わりました。  
                  これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。  
                  よろしいですか。

(質問、意見なし)

議長            ないようですので、採決に入ります。  
                  議案番号第173号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長            ありがとうございます。  
                  これも全員賛成と認め、議案番号第173号は許可相当として知事に進達すること  
                  に決定をいたします。

議案番号第174号

議長            続きますして、議案番号第174号、事務局に説明を求めます。

事務局        議案番号第174号。権利の種類、所有権移転（贈与）でございます。申請農地  
                  の表示、大字福富字昭和搦〇〇番。畑、146㎡。同じく、大字福富字昭和搦〇〇  
                  番。畑、78㎡。計の224㎡です。譲渡人、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇  
                  さん。譲受人、同じく白石町大字福富〇〇番地、息子さんの〇〇さんでございま  
                  す。

                  転用目的、農舎（タマネギ小屋、農機具、資材置き場）となっております。転  
                  用の事由、現在、米、タマネギ、キャベツ等を主体に経営をしておられますが、  
                  申請地につきまして平成6年ごろの圃場整備時に農舎が不足していたため、当時  
                  工事残土で造成し、タマネギ小屋、農機具資材置き場として利用されていたとい  
                  うことです。始末書を添付されております。

                  事業または施設の概要、農舎、タマネギ小屋、それから農機具、資材置き場で  
                  ございますけれども96㎡、簡易ハウス8.10㎡、通路その他119.90㎡でございま  
                  す。位置及び影響等、東側田、西側田、南側田、北側町道。面積の検討、適当。

                  その他参考事項、農振除外、農業用施設でございますので軽微な取り扱いで農  
                  振除外になっております。平成24年11月13日決定公告がなされております。

                  農地区分でございます、農用地区域内農地。農地区分の該当事項、市町村が定  
                  める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地。許可基準の該当事  
                  項、用途区分の変更でございます。

周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件もすべて満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。

地元農業委員として、8月30日に事務局と現地確認を行いました。

○○さんは約7haの経営規模で水稲、タマネギ、キャベツ等を作付されており、地域の中核的な担い手農家でございます。事務局から説明がありましたとおり、経営規模の拡大に伴いタマネギ小屋、農機具等の用地が不足したことから農業用施設用地として拡張なされておられた経過がございます。立地場所、施設内容等から排水等周辺農地への影響はなく、転用許可基準から判断いたしましても何ら問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。なお、無断転用につきましては十分指導しております。よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

地元委員の補足説明が終わりました。

何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。

議案番号第174号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案番号第174号は許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

---

3. 平成28年白石町農用地利用集積計画（9号）の承認決定について  
議案番号第175号

議長 続きまして、議案番号第175号「平成28年白石町農用地利用集積計画（9号）の承認決定について」、事務局に説明を求めます。

事務局 総会日の延期に伴い公告日に変更が生じたため、冒頭で説明いたしましたとおり議案番号第175号について資料の差しかえをさせていただきました。新しく差しかえました資料をごらんください。

それでは、議案番号第175号の農用地利用集積計画（9号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転関係でございます。

今回は3件となっております。

整理番号1番から読み上げさせていただきます。

整理番号1番、買い手、南区、〇〇さん、売り手、南区、〇〇さん。土地の表示は、大字福富字中観音〇〇番。田の1筆で4,036㎡。利用目的はレンコン。所有権の移転時期は平成28年9月7日。支払い期限は平成28年10月6日。10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法はJA口座への振り込み。取得後の経営面積は113,631㎡。認定農業者です。

整理番号2番、買い手、東区、〇〇さん、売り手、東区、〇〇さん。土地の表示は、大字八平字八平〇〇番。畑の1筆で4,390㎡。利用目的はタマネギ。所有権の移転時期は平成28年9月7日。支払い期限は平成28年9月30日。10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法はJA口座への振り込み。取得後の経営面積は116,364㎡です。

整理番号3番、買い手、東六府方区、〇〇さん、売り手、小城市、〇〇さん。土地の表示は、大字八平字新開〇〇番。畑の1筆で面積は5,809㎡。利用目的はタマネギ・レタス。所有権の移転時期は平成28年9月7日。支払い期限は平成29年1月31日。10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法はJA口座への振り込み。取得後の経営面積は5,809㎡。認定新規就農者です。

次に、利用権設定関係でございます。

2ページから4ページにかけて25件の計画が提出され、利用権の種類は、賃借権が25件、使用貸借が0件となっております。そのうち新規が6件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが5件で、再設定は19件でした。また、農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定されるものは15件です。

今回の利用権の総面積は115,529㎡です。

今回利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものは0件、個人によるものが25件となっております。

今回の計画の中で、未相続農地は4件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満たすものとして、25件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局から説明が終わりました。

これについては、議事参与の制限がございまして、〇番の〇〇委員、整理番号

の22番のところで発言を控えていただきます。

それでは、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。  
議案番号第175号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成と認め、議案番号第175号は当委員会で承認することに決定をいたします。

- 
4. 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について（農地の売り渡し希望）  
議案番号第176号～議案番号第179号

議長 続きまして、「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について（農地の売り渡し希望）」、議案番号第176号から議案番号第179号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 農地の売り渡し希望です。

議案番号第176号、大字築切字谷〇〇番、田、3,493㎡、同じく大字築切字谷〇〇番、1,988㎡、合計5,481㎡でございます。農振農用地区域内でございます。あっせん申出人、白石町大字築切〇〇番地、北揚の〇〇さんでございます。

続きまして、議案番号第177号、大字新拓〇〇番、田、2,032㎡。農振農用地でございます。あっせん申出人、白石町大字遠江〇〇番地、遠江上の〇〇さんでございます。

続きまして、議案番号第178号、大字新拓〇〇番、田の2,388㎡、同じく大字新拓〇〇番、田の2,942㎡、計の5,330㎡。農振農用地でございます。あっせん申出人、白石町大字遠江〇〇番地、遠江掬の〇〇さんでございます。

続きまして、議案番号第179号でございます。大字福富字西観音〇〇番、田、4,993㎡、同じく大字福富字中観音〇〇番、田、1,445㎡、計の6,438㎡。農振農用地でございます。あっせん申出人、兵庫県尼崎市浜〇丁目〇番〇号の〇〇さんでございます。

以上176号から179号までの4件につきまして、白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の(8)に農業委員の中からあっせん委員を2名指名すると定められておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長            それでは、選任をよろしく申し上げます。  
議案番号第176号。

○番            ○番と○番。

議長            ○番と○番ですね。2つともですね。  
議案番号第177号。

○番            ○番と○番。

議長            これも○番と○番ですね。

○番            ○番と○番。

議長            ○番と○番ですね。  
議案番号第178号。

○番            ○番と○番。

議長            ○番と○番。これも2つともですね。  
それから、議案番号第179号。

○番            ○番と○番。

議長            ○番と○番。これも2つともですね。

○番            はい。

議長            それでは、確認をいたします。

議案番号第176号が○番○○委員と○番○○委員、2つともですね。それから、議案番号第177号が○番○○委員と○番○○委員、2つとも。それから、議案番号第178号が○番○○委員と○番○○委員、これも2つとも。それから、議案番号第179号が○番○○委員と○番○○委員、2つとも。それでよろしいですね。そしたら、よろしくお願いいたします。

それでは、担当職員をさせていただきます。

事務局 担当職員を申し上げます。

議案番号第176号が〇〇でございます。それと、議案番号第177号、〇〇でございます。それと、議案番号第178号、〇〇でございます。議案番号第179号、〇〇でございます。よろしく申し上げます。

---

議長 それでは、全議案が終了いたしましたので、報告事項に移らせていただきます。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1. 合意解約の報告

議長 続いて、業務連絡。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

1. 第10回農業委員会総会の日時及び場所
2. その他
  - ・ 農業委員選出方法の変更について
  - ・ 農業委員公務災害補償制度について
  - ・ 農業委員会業務必携の配付について
  - ・ 農業まつりにおける農業者年金コーナー開設について
  - ・ しろいしの未来を描こう会について (企画財政課より)
  - ・ 農業委員会だより編集委員会について

議長 それでは、これをもちまして本日の総会を閉じさせていただきます。どうもご苦労さまでございました。

閉会時刻 10時20分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第18条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員